

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市常磐土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）植田原地区）計画を変更することについて平成24年11月14日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成24年11月30日から同年12月20日まで縦覧に供する。

平成24年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造